

モニタリング

主要な政策に係る政策評価の事前分析表(平成31年度実施政策)

(総務省31-⑥)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策6:分権型社会を担う地方税制度の構築		担当部局課室名	自治税務局企画課 他5課室	作成責任者名	自治税務局企画課長 池田 達雄			
	政策の概要	分権型社会を推進する中で、地方がその役割を十分に果たすため、地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。また、住民自治の確立に向けた地方税制度改革を行う。				分野【政策体系上の位置付け】	地方行財政		
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	<p>[最終アウトカム]: 地方分権の推進の観点からは、地方団体が提供する行政サービスの財源については、できるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいが、多くの地方団体において必要な財源を確保することが困難な状況にある。そこで、自らの発想で特色を持った地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実確保を図る。</p> <p>[中間アウトカム]: 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築及び地方税の応益課税を強化する。</p>				政策評価実施予定時期	令和2年8月			
施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値)		年度ごとの目標(値)			測定指標の選定理由、施策目標と測定指標の関係性(因果関係)及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度			
地方税を充実し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること	国と地方の税源配分の在り方の見直し	1	国・地方間の税源配分比率 <アウトカム指標>	国:地方 = 61.0:39.0 (平成27年度決算)	平成28年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	令和元年度	地方が自由に使える財源を拡充する観点から、国と地方の税源配分の在り方を見直す。	<p>国と地方の税源配分については、国と地方の役割分担に応じた税源配分とすることが望ましいことから、地方税の充実や国と地方の税源配分の在り方の見直しによって、地方への税源配分比率が高まることとなるため、指標として設定。</p> <p>※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。</p> <p>【参考】 (平成26年度決算)国:地方=61.6:38.4 (平成25年度決算)国:地方=59.6:40.4</p>
		②	歳入総額に占める地方税の割合 <アウトカム指標>	地方税の割合 38.4% (平成27年度決算)	平成28年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	令和元年度	地方税を拡充し、歳入総額に占める地方税の割合を拡充する。	<p>地方団体が提供する行政サービスの財源はできるだけ地方税により安定的に賄うことが望ましいことから、地方税を充実させ、税収が安定的な地方税体系を構築することによって、歳入総額に占める割合が増加するため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成26年度決算)36.0% (平成25年度決算)35.0%</p>
		3	地方税の都道府県別人口一人当たり税収額の最大値と最小値の比較 <アウトカム指標>	地方税計最大値/最小値 2.5倍 (平成27年度決算)	平成28年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	令和元年度	税源の偏在性が小さい地方税体系を構築する。	<p>税源の偏在性を小さく、税収が安定的な地方税体系の構築する必要がある。都道府県別人口一人当たり税収額の比較は、税源の偏在性を示す一つの目安となるため、指標として設定。</p> <p>※ただし、景気の変動等、他の要因の影響を受ける可能性がある。</p> <p>【参考】 (平成26年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.6倍 (平成25年度決算)地方税計 最大値/最小値 2.6倍</p>
住民自治の確立に向けた地方税制度改革を実施すること	地域の实情に対応した政策を展開するため、地方税制度改革	4	地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で改革するための取組 <アウトカム指標>	地域決定型地方税制特例措置既存導入数 36項目 (平成29年度税制改正による導入数 13項目)	平成28年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	令和元年度	地方団体の課税自主権の一層の拡充を図る観点から、引き続き検討を行い、特例の対象を更に拡充する。	<p>地方団体の自主性・自立性を一層高め、地域の实情に対応した政策を展開していくことが理想である。地方税制度の「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で取り組むことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。(「地域決定型地方税制特例措置」とは、国が一律に定めていた特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み)</p> <p>【参考】 (平成28年度税制改正における導入数) 5項目 (平成27年度税制改正における導入数) 8項目</p>
		⑤	地方税における税負担軽減措置等のうちの「政策減税措置」の見直し <アウトカム指標>	74項目を見直し(うち10項目を廃止・縮減) (平成29年度税制改正)	平成28年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	令和元年度	引き続き見直しを行い、適用僅少の特例等につき廃止・縮減を実施。	<p>税負担軽減措置等は、地方団体が提供する行政サービスの財源としての地方税を減収させる要因の一つであることから、適用僅少の特例等であるか、適宜その実態の透明化を図ることが望ましい。税負担軽減措置等を見直すことは、住民自治の確立に向けた地方税制度改革につながると考えられるため、指標として設定。</p> <p>【参考】 (平成28年度税制改正)65項目を見直し(うち26項目を廃止・縮減) (平成27年度税制改正)66項目を見直し(うち14項目を廃止・縮減)</p>

達成手段 (開始年度)		予算額(執行額) <sup>(※3)</sup>			関連する 指標 <sup>(※4)</sup>	達成手段の概要等			平成31年度行政事業 レビュー事業番号
		29年度	30年度	31年度					
(1)	地方税制度の整備に必要な経費 (昭和25年度)	39百万円 (30百万円)	34百万円 (29百万円)	55百万円	1～5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制調査会で決定した税制改正大綱に基づき、地方税法改正案を作成</li> <li>・毎年度の税制改正等に向けて、税制調査会における審議等への対応</li> <li>・地方税に関する調査、資料の作成</li> <li>・地方税負担軽減措置等の整理</li> <li>・地方法人課税及び自動車関係税制のあり方についての検討</li> <li>・消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方団体の役割拡大に向けた検討 等</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替指標／(参考指標) 租税総額に占める地方税の割合</li> <li>・代替指標／(参考指標) 都道府県別人口一人当たり地方税収額の最大値と最小値の比較</li> </ul> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法の一部を改正する法律案の成立:1件(平成30年度)</li> </ul> <p>【施策目標等の達成又は測定指標の推移に対する寄与の内容】</p> <p>税制改正大綱に基づき、地方税法改正案の作成等を実施することにより、財源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系が構築されることに加えて、住民自治の確立に向けた地方税制度の改革が推進されることとなるため、地方団体が提供する行政サービスの財源は、できるだけ地方税により安定的に賄うという分権型社会を担う地方税制度の実現に寄与する。</p>			0025
(2)	地方税法 (昭和25年)	—	—	—	1～5	地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。			
政策の予算額・執行額		39百万円 (30百万円)	34百万円 (29百万円)	55百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)	
						平成31年度税制改正の大綱	平成30年12月21日	消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策を講ずるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しを行う。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等を行う。また、都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税(仮称)及び特別法人事業譲与税(仮称)の創設等を行う。このほか、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設、国際的な租税回避により効果的に対応するための国際課税制度の見直し、経済取引の多様化等を踏まえた納税環境の整備等を行う。	

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※4 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「—」となることがある。